

*平成 28 年 4 月 10 日 改定第 8 班

**平成 30 年 4 月 15 日 改定第 9 班

桐陽台二丁目自治会 会則

*第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は桐陽台二丁目自治会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と福祉の推進、教養及び文化の向上を図り、
以って住みよい生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会の会員は三入東二丁目に居住する全戸をもって組織する。*

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は会長宅に置く。

第 2 章 役員等

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| ① | 会長 | 1 名 |
| ② | 副会長 | 必要数 (事業対応) |
| ③ | 組長 | 6 名 (各組のまとめ) (福祉安全安心環境担当) |
| ④ | 福祉衛生部長 | 1 名 |
| ⑤ | 文化部長 | 1 名 |
| ⑥ | 体育部長 | 1 名 |
| ⑦ | 広報部長 | 1 名 |
| ⑧ | 会計部長 | 1 名 |
| ⑨ | 庶務部長 | 1 名 |

なお、各部に副を置くことができる。

(役員の選出及び任期)

第 6 条 会長及びその他の役員の選出は役員会で推薦し、総会において承認を受けるものとする。

- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた時は役員会において補選し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 第5条の役員は、次の任務を遂行する。

- 1 会長は本会を代表し、会務全般を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之を代行するとともに、各部事業の補佐をする。
- 3 会計は経理に関する一切の事項を処理する。
- 4 各部長はそれぞれ必要な事業計画等を立案し、役員会に諮って実行する。

(班長)

第8条 班長は別に定める各班より選出する。

(班長の任務)

第9条 班長は各班を代表し、班内を統括する。

- 2 班長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

****第3章 会議**

(会議)

第10条 会議は定期総会、臨時総会、幹部会及び役員会とする。 **

- 2 定期総会は毎年度4月中に1回開くものとする。
- 3 定期総会は会員の過半数（委任状による委任者を含む。以下同じ。）が出席しなければ開くことができない。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった時に開く。
- 5 本会則は第5条の役員をもって構成される幹部会を設置し、本条第7項に定める役員会に諮る重要な事項について審議するものとする。 **
- 6 幹部会は特に事前審議が必要ありと認められた案件があると認められた場合に会長が招集する。 **
- 7 役員会は会長が必要と認めた時に開く。
- 8 役員会は第5条に規定する役員及び第8条に規定する班長をもって構成される。

- 9 役員会は総会の議決を必要とせず、自治会運営を円滑かつ効果的に行うため、桐陽台二丁目自治会内規（以下「内規」という。）及びその他の細則を制定することができる。**
- 10 各議決は出席者の過半数の賛成により決する。可否同数の時は議長が決する。
- 11 会議は議長が運営する。
- 12 議長は会員の互選による。

（総会の議決事項）

第 11 条 次の事項は総会で議決する。

- ① 会則の改正
- ② 事業計画、予算及び決算の承認
- ③ 役員及び会計監査の承認
- ④ その他必要な重要事項

（議事録の作成）**

第 12 条 各会議は、その状況を明らかにするため議事録を作成しなければならない。**

- 2 議事録は会長、代表副会長、庶務部長の決済を受けなければならない。**

（文書の保存）**

第 13 条 総会文書、役員会文書及びその他重要文書は内規の区分に従って保存しなければならない。**

（秘密の保持）**

第 14 条 各種個人情報を知り得る立場にある者は、その情報を外部に漏らさないよう秘密の保持を厳守しなければならない。**

**第 4 章 会計

（会計年度）

第 15 条 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（経費）

第 16 条 本会の経費は会費及びその他の収入を之に充てる。

- 2 会費は1戸当たり月額300円とする。*
- 3 会費は毎月払いとし、各班で徴収し、所定の日までに会計に納入する。
ただし、会計年度決算のため、会計部長が必要と認め、2月分及び3月分を取りまとめて徴収する場合はこの限りではない。**
- 4 その他必要あるときは会長が臨時総会に諮り、臨時会費を徴収できる。

(会計監査)

第17条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査を置く。

- 2 会計監査は役員を兼務することは出来ない。
- 3 会計監査は毎年度1回定期監査を行い、総会でその結果を報告する。
また、必要に応じて臨時監査を行うことができる。
- 4 会計監査は役員会で推薦し、総会において承認を受けるものとする。

**第5章 月番・慶弔・清掃等

(月番)

第18条 各班に於いて輪番制で月番を置く。

- 2 月番の人は第16条第2項に定める会費の徴収に当たる。ただし、班に特別の定めがある場合はその例に従う。**

(慶弔)

第19条 本会の会員が次の事項に該当した時は慶弔費を贈る。

- ① 出産して1週間経過した時 (初衣料 10,000円)
 - ② 結婚した時 (祝い金 5,000円)
 - ③ 会員が死亡した時 (弔意金 10,000円)
 - ④ 不慮の災害その他について前各号に準じて役員が協議のうえ決定する。
- 2 会員は前の贈与を受けた時は返礼を要しない。

(清掃)

第20条 毎月第1日曜日を清掃日と定め、地域内の清掃を実施するとともに、お互いのコミュニケーションづくりの場として活用する。

- 2 前項の日に雨天等荒天の場合、中止するものとする。ただし、福祉衛生部長はこれを順延することができる。
- 3 福祉衛生部長は清掃について必要と認めた時、これを増減することができる。

- 4 清掃への不参加の場合は班長を通じて不参加毎に自治会協力金として300円を自治会に納入するものとする。 **

**第6章 対外活動・サポーター等

(対外活動費)**

第21条 役員又は会員が自治会業務に関し学区外で活動する場合、内規に定める活動費を受けることができる。 **

(サポーター)**

第22条 会長は、役員の負担軽減を図り、自治会運営を円滑かつ迅速に行うため補助的立場としてサポーターを委嘱することができる。 **

- 2 前項の嘱託は自薦他薦を問わない。 **
- 3 サポーターに関しては内規で別に定める。 **

(転入・転出)

第23条 転入・転出が生じた場合は内規に定める様式の書面をもって班長を通じて会長に届け出るものとする。 **

第7章 会則の改正

(会則改正手続き)

第24条 この会則の改正は、役員会の過半数の賛成により会長が発議し、総会において会員に提案して、出席会員の過半数の承認を得なければならない。

(付則)

- 1 この会則は平成2年4月1日から施行する。
- 2 この会則に必要な細則は会員に諮って会長がきめる。
- 3 この細則に定めていない事項で、緊急を要するものについては役員会に諮って決定し、後日総会に於いて承認を得るものとする。
- 4 必要に応じて顧問を置くことができる。
- 5 桐陽台一丁目、二丁目自治会相互の調整については各自治会長により行う。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 3 年 4 月 1 4 日から施行する。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 4 年 6 月 2 8 日から施行する。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 1 2 年 4 月 1 6 日から施行する。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 2 2 年 4 月 1 1 日から施行する。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 2 6 年 4 月 1 3 日から施行する。

(附則)

この会則は、一部改正を行い平成 2 7 年 4 月 1 2 日から施行する。

(附則)*

この会則は、一部改正を行い平成 2 8 年 4 月 1 0 日から施行する。*

(附則)**

- 1 この会則は、一部改正を行い平成 3 0 年 4 月 1 5 日から施行する。 **
- 2 平成 2 年 4 月 1 日施行の附則 2 の規定は、本会則第 1 0 条第 9 項の規定により、その効力を失う。 **